

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第五章 農民組合法の制定をめぐる運動

## 第一節 総司令部の見解提示

農民組合法制定の問題は戦後早くより農民団体の論議の対象となってきたが、五〇年三月一日総司令部天然資源局ワード氏より日農に対し「農民組合法案に対する見解の要領」が提示されて以来、問題は具体化し、農民団体の見解表示、関係当局との交渉がおこなわれたが、つぎにその経過をたどって見よう。

総司令部天然資源局の農民組合法案に対する見解の要領

## 一、目的

- 1、民主的に運営される組合を作り、農民の経済的社会的地位の向上をはかる。
- 2、組合を民主的に運営することによって農民の団体的行動を法的に保証する。
- 3、組合員によって民主的に選挙されたところの代表者によって、団体交渉するように指導され、団体交渉を受けるものとの間に諒解事項が成立することが望ましい。

## 二、定義

この法にいう組合とは協同組合による以外の方法によって、農民の経済的地位の向上と経済的社会的福利を増進する目的をもって、農民の自主的に、また自発的に組織される組合、または連合会あるいは全国的組織をいう。

## 三、組織の方法

この法の定めるところに従って、組織され、行政官庁の承認を得た組合は主たる事務所の所在するところにおいて登記することによって成立する。主務官庁は組合の活動範囲が府県以上にわたるものについては農林省として、一府県下のものについては縣庁とする。

## 四、定款

組合の定款中には左の事項を含まなければならない。

1、組合の組合員は男女を問わず、組合の事業、業務のすべてのことに参加する権利を有する。然して組合の委員、役員等の選挙のことについては同等の権利を有する。

2、農業に従事しているものが、組合員になることを要望するときは、人種、宗教社会的地位その他の事由をもってその加入を禁じてはならない。

3、本事業年度又は前年度に会費を支払った組合員は組合の如何なる会合にも一票の投票権を有する。

4、単位組合役員は有資格組合員の秘密投票によって選挙される。連合会、県または県以上の組織の役員は組合員の直接秘密選挙、あるいは単位組合員によって民主的

に選出され代表の秘密選挙によって選挙される。

5、組合員の総会あるいは代表者会議は少くも年一回開催されねばならない。

6、組合の会計報告は収支の項目別の明細、組合経理の現状は書面にして、年一回組合員に提示しなければならぬ。会計報告は幹事または理事によって選任された有資格の会計監事の正確な証明がなければならぬ(日農「農林資料通信」第三四特集号による。なお以下の資料も同じ)。

この総司令部の見解に対して日農主体性派総本部は四月七日つぎのような希望意見を天然資源局に提示した。

農民組合法に同する若干の希望意見

一、団体的行動の法的な保証について、組合を民主的に運営することによって、農民の団体的行動を法的に保証することが、本法の目的の一であるが、刑法第十五条の規程は農民組合の団体交渉その他の行為にして本法の目的を達成するためなした正当なものについてはこれを適用することが必要である。

何故ならば、正当な農民の団体的行動が反民主主義的な官憲によって不法に抑圧されることがあるからである。

二、団体交渉の対象について、組合員によって民主的に選挙されたところの代表者によって、団体交渉するように指導されなければならないが、その場合団体交渉は農民の社会的、経済的地位の向上と福利の増進に重大な関係のあるすべての対象と交渉をなし得るように規定されなければならない。

三、組織の方法について

組合を組織する場合、行政官庁の承認を要するという認可主義でなく、この法の定めるところに従って行政官庁に届け出たものは、そのまま、有効であるという届出主義によるべきである。(理由略)

四、組合員となり得るものの資格は持の通りでなければならぬ。

1、自ら農業を営むもの(耕作農民)

2、雇用によって農業労働に従事するもの(農業労働者)

3、農業に直接従事しないが、組合が必要と認めたもの(農民組合専従者、または協力者)但し(3)の場合は単位組織の役員の三分の一以上を占めてはならない。(理由略)

五、組合員の加入について

加入については、前項の資格を有するものが組合員になることを希望するときは、「正当な理由なくして加入を拒否してはならない」というように規定さるべきである。

六、組合の組織形態について

組合の組織形態について、その規模の如何に拘らず単一組織をとるべきである。すなわち、農業協同組合のように市町村単位に組合を組織し、この単位組合の連合体を都道府県段階及全国段階に結成するという方法でなく、組合員は、全員が一組合に加入し、市町村単位に支部を作り、都道府県単位に連合会を結成し、中央に総本部を置くという全国単一農民組合の組織形態をとることが日本の農民並農村事情から妥当である。(理由略)

日本労働年鑑 第24集 1952年版  
発行 1951年10月30日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 時事通信社  
2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---